

一級河川鴻沼川低水路護岸工事 説明会

日時	第1回	令和8年8月21日（金）	18:00～19:30
	第2回	令和8年8月22日（土）	14:00～15:30
場所	大成町一丁目八幡自治会館		

次第

- 1 開会
- 2 さいたま県土整備事務所 河川部長挨拶
- 3 一級河川鴻沼川に関する県の取り組み
- 4 低水路護岸工の進め方
- 5 家屋の影響調査について
- 6 質疑応答
- 7 閉会

§ 1 鴻沼川の歴史

- 鴻沼川は、昭和28年から農業排水路として整備されるが、流域の都市化に伴い都市下水路のような役割に大きく変貌。
- 平成2年に鴻沼排水関係ニヶ土地改良区連合から3市（旧浦和市、旧与野市、旧大宮市）へ管理移管し準用河川に
- 平成9年に一級河川へ 「埼玉県が河川管理者へ」



農業用排水路が一級河川となり、管理者が変遷した大きな理由は、昭和の終わり（S57,61）平成に入ってから（H3,5）の洪水被害が原因であった。

➤ 一級河川鴻沼川に関する県の取り組み

§ 2 鴻沼川における近年の水害

○鴻沼川で起きた洪水は、平成10年9月台風第5号と令和元年10月東日本台風が挙げられる。

平成10年9月 台風5号

- 1日最大雨量189.0mm
- 1時間最大雨量38.0mm

被災状況



○治水上の進展
があった！



県はどんな対策
を行ったのか？

- ・床上浸水家屋1,826戸
- ・床下浸水家屋1,949戸

令和元年10月 東日本台風

- 1日最大雨量219.0mm
- 1時間最大雨量31.0mm

被災状況



・整備効果を
上げた事業は
次ページ参照



- 鴻沼川下流の桜区では
- ・床上浸水家屋200戸超
 - ・床下浸水家屋600戸超



河川激甚災害対策特別緊急事業

早期改修を目的とすることから、基本的には用地買収を行わず、河床掘削により通水断面を確保しましたが、河床掘削で断面確保が困難な一部の区間は河道拡幅を行いました。あわせて、流れを妨げていた橋梁12橋の架換えを実施しました。

——事業区間——
鴨川合流点～氷川橋
延長 L=6,920m



施工後



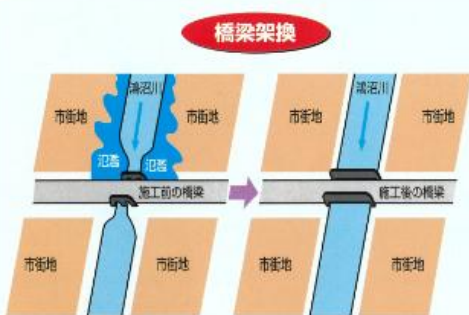
下流から八幡橋を望む



施工後



下流から福原橋を望む



赤山橋



施工後

床上浸水対策特別緊急事業

旧大宮市区間のさいたま市大宮区大成町から桜木町は、家屋が密集し河道に隣接していることから、河道拡幅が困難であったため、地下河川と調節池を設置する事業を実施しました。

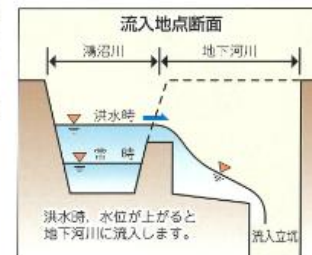
地下河川は河道のバイパスとして、河道改修と同じ効果を発揮します。

○地下河川の建設

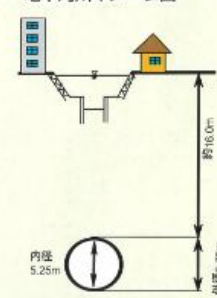
延長 L=1.53km 内径 D=5.25m

○桜木調節池の建設

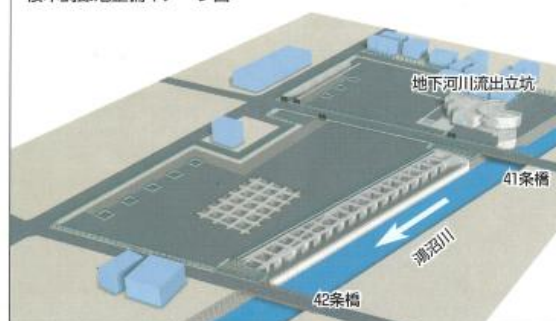
面積 A=1.13ha 調節容量 V=56,000m³



地下河川イメージ図



桜木調節池整備イメージ図



地下河川



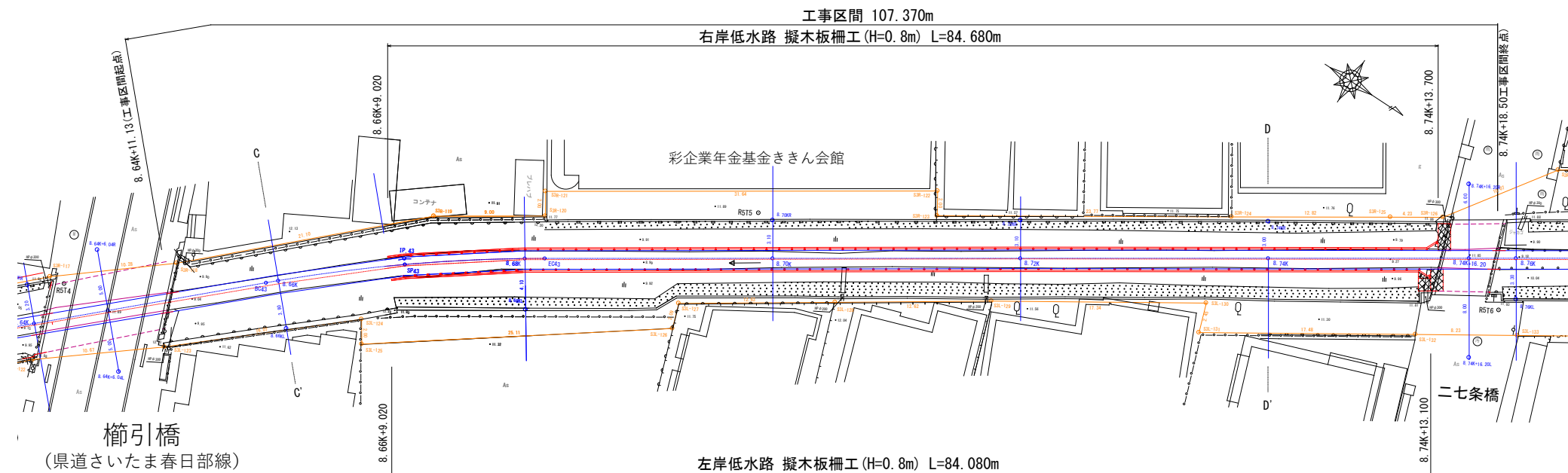
-

- ・ **低水部の護岸をより強固な構造に更新し、上部護岸を保護する対策を講じる。**
(老朽化した護岸全体の撤去、再設置ではない)



低水路護岸工の進め方

今年度の施工予定箇所



従前の低水路護岸工における課題

これまでも同様の低水路護岸の修繕工事を進めてきましたが、都市化した地域において河川と家屋が近接している条件のため、下記のような課題がありました。

- ①沿川の方々から騒音対策に関するご要望
- ②振動が家屋に与える影響を不安視する声も多く、途中工事が中断することもあった。
- ③3月末に工事が完了できず、出水期直前の5月末まで工事することもあった。



今後の低水路護岸修繕工事の実施方針

- ①工事目的、工法、施工期間、施工中の各種対策を「説明会」という形でかかわりの深い範囲の皆様へお知らせする。
- ②工事に伴う家屋への影響は、因果関係に基づき金銭補償で対応するため工事着手前と工事完了後に、県が隣接地の家屋調査を実施する。
- ③近年は4月・5月も豪雨が頻発するため、令和9年3月末の本体工事完成を目指す。

【低水路護岸工ほかの年次計画の流れ】

実施内容	令和 8 年度									令和 9 年度			
	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
説明会	ご案内 ■	説明会 ■											
家屋事前調査													
低水路護岸工													
家屋事後調査													

準備作業

稼働期間

希望確認の上調査実施

※詳細な時期は別途ご案内します。

➤ 低水路護岸工の進め方

○本工事の施工手順

① 土留め矢板施工

② 矢板前面の床掘り

③ 板柵水路の鋼管打込み

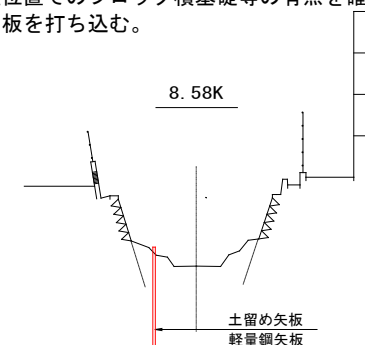
④ 鋼管頭部の擬木カバー設置

⑤ 擬木カバー背面の擬板設置

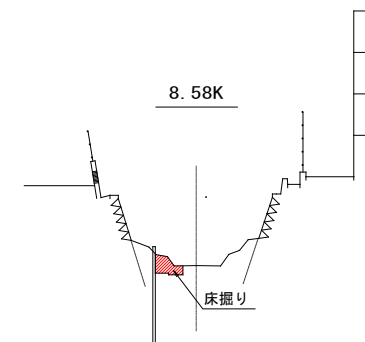
⑥ 擬木板柵周囲の埋戻し

⑦ 完成後に次のスパンに移動

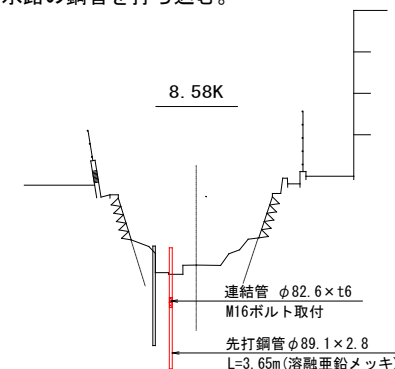
- ① 工事区間の上下流を締め切った後に、突き刺し確認等により打設位置でのブロック積基礎等の有無を確認後に土留め矢板を打ち込む。



- ② 所定深度まで土留め矢板前面の床掘りを行う。

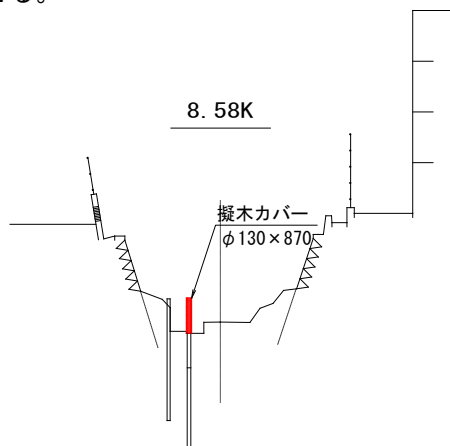


- ③ 水系を張り、ラインに合わせて所定の間隔及び設計高さまで板柵水路の鋼管を打ち込む。

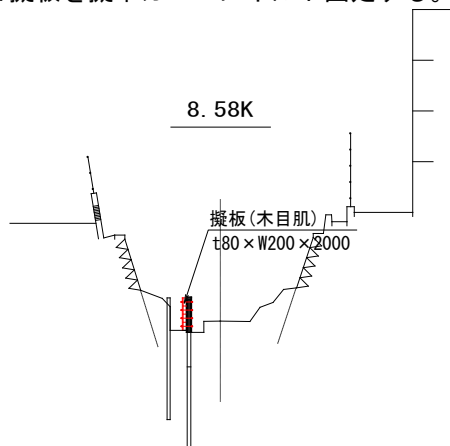


○本工事の施工手順

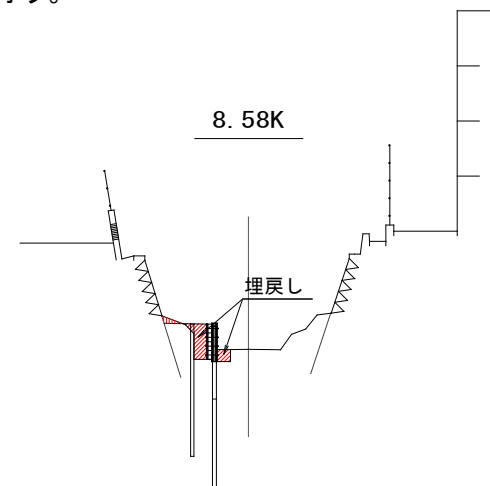
- ④ 打ち込んだ鋼管の頭部に擬木カバーを被せ、頭部のレベルを合わせる。



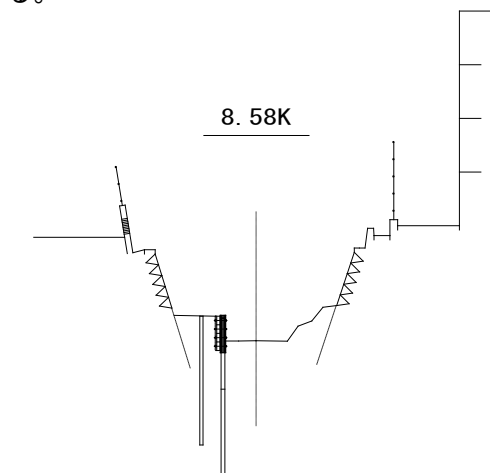
- ⑤ 鋼管頭部の擬木カバー背面に擬板を配置した後、つなぎ板を用いて擬板を擬木カバーにボルト固定する。



- ⑥ 擬板背面に吸出し防止材を取付けた後、擬木板柵周囲の埋戻しを行う。



- ⑦ 完成後に次のスパンに移動し、②～⑥の手順を繰り返して実施する。



現場作業はやむを得ない場合を除き、平日9：00～17：00を予定しております。

§ 1 調査の目的

本工事（鴻沼川低水護岸工その6）に起因する揺れや振動が、対象家屋に伝わりそのことが固有財産の毀損につながると判定された場合、それは原因者である埼玉県が責を負う（補償の対象）べきことですので、その因果関係の有無を判定するため、本格工事の着工前及び工事完了後に、家屋調査を行うものです。

§ 2 事前調査と補償の関係

これから実施する調査は事前調査であり、工事本格着手までの間に実施します。補償に結び付く調査は事後調査として、工事完了後に調査実施の意向確認を行い、これに基づいて別途行います。

その結果被害の発生内容、発生箇所、家屋の仕様、築造後の年数等から因果関係ありと認められた内容を金銭に換算し、補償額を各戸にお支払いいたします。

§ 3 工事中の振動、騒音に対する埼玉県の基本姿勢

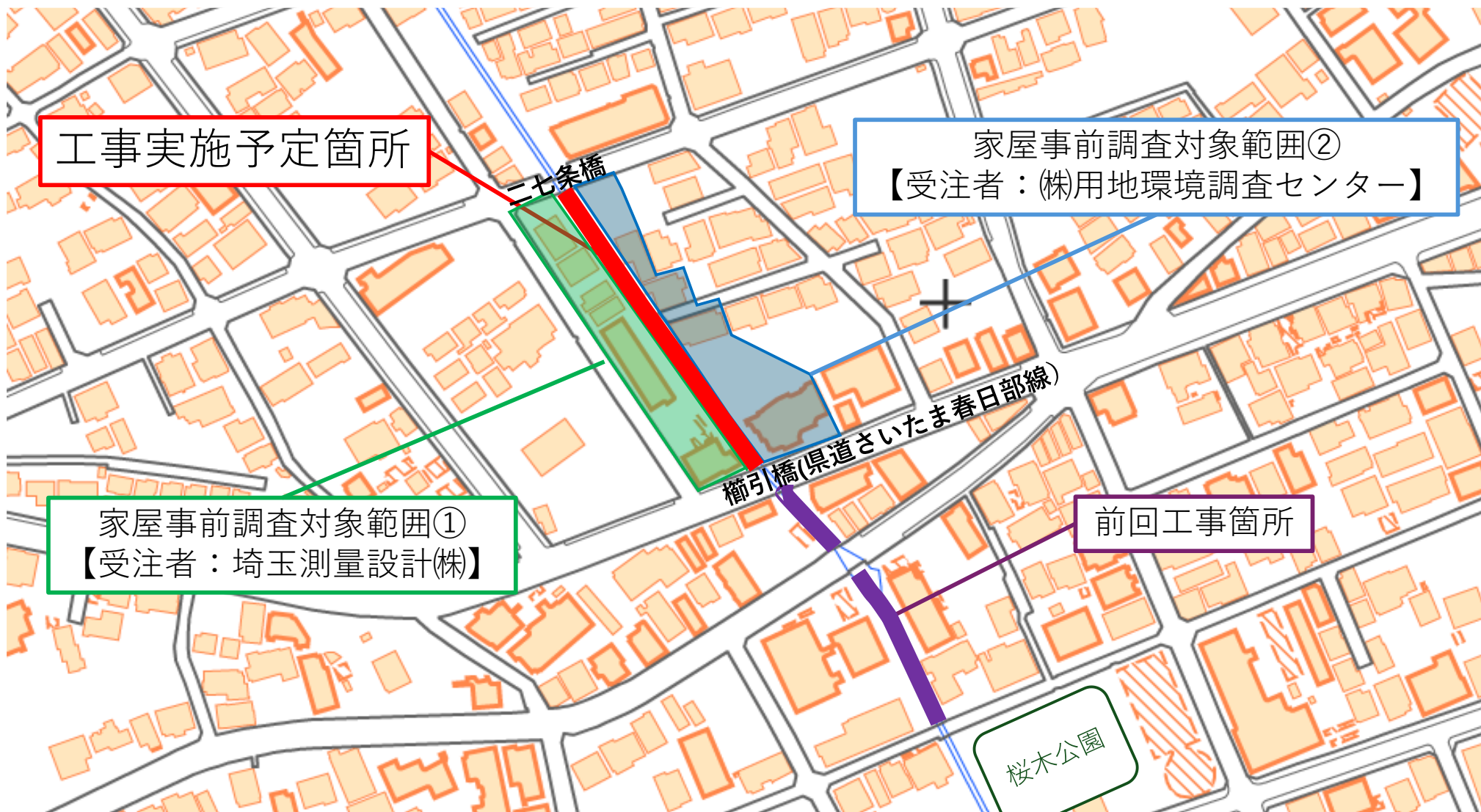
振動規制法、騒音規制法に抵触しないよう、十分注意を払いながら施工させていただきます。ただし、住家と施工箇所が極めて近接しているため、局所的また工種的な振動、騒音はどうしても避けられません。その精神的な苦痛に対する補償基準はございません。ご容赦いただきますよう重ねてお願いいたします。

§ 4 調査に際しての諸注意事項

- ・ 事前調査の実施にあたりまして、本日の説明会以降より、調査委託業者から日程調整のご案内をいたします。
- ・ 事前調査に要する時間は建物やお部屋の規模により異なり、2時間程度から1日程度を予定しております。
- ・ 集合住宅については、各部屋以外に、共用スペース等の調査も行います。
- ・ 所有者と居住者の方が異なる場合、両者の賛同を得られない場合、調査が実施できない場合があります。
- ・ ご希望により事前調査を辞退いただくことも可能です。ただし、施工後に何らかの変状があった場合でも、工事による被害であることの確認が難しくなるため、補償ができかねますことをご了承ください。
- ・ 特定の部屋のみ事前調査の実施を辞退いただくことも可能です。調査委託業者へご相談ください。

➤ 家屋の影響調査について

▶ 今回の調査対象となる範囲（工区隣接地）



【事業全般に関する問合せ先（埼玉県）】

埼玉県さいたま県土整備事務所 河川・鴻沼川改修事業担当
星名・川羽田・嵐・河田

〒336-0027 さいたま市南区沼影 2 - 4 - 7

TEL: 048-861-2496 e-mail: p612495a@pref.saitama.lg.jp

【家屋事前調査に関する問い合わせ先（調査会社）】

①櫛引町 埼玉測量設計株式会社

担当者 山崎（048-686-7222）

②大成町 株式会社用地・環境調査センター

担当者 稲井田（048-814-2534）

※施工業者は入札手続中となります。

ご清聴に深謝いたします。